○財務省令第八十三号

たばこ耕作組合法（昭和二十三年法律第百三十五号）第五十五条の規定に基づき、及び同法を実施するため、たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令

たばこ耕作組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１	**別紙様式第１**
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
別紙様式第１（第２条関係）	別紙様式第１（第２条関係）
年　月　日	年　月　日
財務大臣 殿	財務大臣 殿
財務（支）局長 （日本たばこ産業株式会社経由）	財務（支）局長 （日本たばこ産業株式会社経由）
組合の住所及び名称 監事の氏名	組合の住所及び名称 監事の氏名　印
監事の職務による報告書	監事の職務による報告書
たばこ耕作組合法第29条の３第３号の規定により、下記のとおり報告します。	たばこ耕作組合法第29条の３第３号の規定により、下記のとおり報告します。
記	記